

報告第 5 号

専決処分の報告について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 179 条第 1 項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第 3 項の規定によりこれを議会に報告し、その承認を求める。

令和元年 6 月 3 日 提出

羽曳野市長 北 川 嗣 雄

専 決 処 分 書

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 179 条第 1 項の規定により、下記事項を専決処分する。

平成 31 年 3 月 29 日 専決

羽曳野市長 北 川 嗣 雄

記

処 分 事 項

羽曳野市税条例等の一部を改正する条例の制定

羽曳野市税条例等の一部を改正する条例

平成31年3月29日

羽曳野市条例第16号

(羽曳野市税条例の一部改正)

第1条 羽曳野市税条例(昭和57年羽曳野市条例第28号)の一部を次のように改正する。

第23条第1項中「においては、法第314条の7第1項」を「には、同項」に、「同項第1号に掲げる寄附金」を「同条第2項に規定する特例控除対象寄附金」に改め、同条第2項中「第314条の7第2項」を「第314条の7第11項」に改める。

第81条の次に次の1条を加える。

(日本赤十字社の所有する軽自動車税等に対する軽自動車税の非課税の範囲)

第81条の2 日本赤十字社が所有する軽自動車等のうち、直接その本来の事業の用に供するもので、救急用のものに対しては、軽自動車税を課さない。

附則第5条の3の2第1項中「平成43年度」を「平成45年度」に、「附則第5条の4の2第6項(同条第9項)」を「附則第5条の4の2第5項(同条第7項)」に改め、同条第2項を削り、同条第3項中「第1項の適用が」を「前項の規定の適用が」に改め、同項を同条第2項とする。

附則第5条の4中「第314条の7第2項第2号」を「第314条の7第11項第2号」に改める。

附則第6条の前の見出し中「寄附金控除額」を「寄附金税額控除」に改め、同条第1項中「によつて」を「により」に、「第314条の7第1項第1号に掲げる寄附金」を「第314条の7第2項に規定する特例控除対象寄附金」に、「地方団体に対する寄附金」を「特例控除対象寄附金」に、「地方団体の長」を「都道府県の知事又は市町村若しくは特別区の長(次項及び第3項において「都道府県知事等」という。)」に改め、同条第2項及び第3項中「地方団体の長」を「都道府県知事等」に改める。

附則第6条の2中「地方団体に対する寄附金」を「特例控除対象寄附金」に、「においては」を「には」に改める。

附則第7条の2第5項中「附則第15条第18項」を「附則第15条第19項」に改め、同条第6項中「附則第15条第28項」を「附則第15条第29項」に改め、同条第7

項中「附則第 15 条第 29 項第 1 号」を「附則第 15 条第 30 項第 1 号」に改め、同条第 8 項中「附則第 15 条第 29 項第 2 号」を「附則第 15 条第 30 項第 2 号」に改め、同条第 9 項中「附則第 15 条第 29 項第 3 号」を「附則第 15 条第 30 項第 3 号」に改め、同条第 10 項中「附則第 15 条第 30 項第 1 号」を「附則第 15 条第 31 項第 1 号」に改め、同条第 11 項中「附則第 15 条第 30 項第 2 号」を「附則第 15 条第 31 項第 2 号」に改め、同条第 12 項中「附則第 15 条第 32 項第 1 号イ」を「附則第 15 条第 33 項第 1 号イ」に改め、同条第 13 項中「附則第 15 条第 32 項第 1 号ロ」を「附則第 15 条第 33 項第 1 号ロ」に改め、同条第 14 項中「附則第 15 条第 32 項第 1 号ハ」を「附則第 15 条第 33 項第 1 号ハ」に改め、同条第 15 項中「附則第 15 条第 32 項第 1 号ニ」を「附則第 15 条第 33 項第 1 号ニ」に改め、同条第 16 項中「附則第 15 条第 32 項第 1 号ホ」を「附則第 15 条第 33 項第 1 号ホ」に改め、同条第 17 項中「附則第 15 条第 32 項第 2 号イ」を「附則第 15 条第 33 項第 2 号イ」に改め、同条第 18 項中「附則第 15 条第 32 項第 2 号ロ」を「附則第 15 条第 33 項第 2 号ロ」に改め、同条第 19 項中「附則第 15 条第 32 項第 3 号イ」を「附則第 15 条第 33 項第 3 号イ」に改め、同条第 20 項中「附則第 15 条第 32 項第 3 号ロ」を「附則第 15 条第 33 項第 3 号ロ」に改め、同条第 21 項中「附則第 15 条第 32 項第 3 号ハ」を「附則第 15 条第 33 項第 3 号ハ」に改め、同条第 22 項中「附則第 15 条第 37 項」を「附則第 15 条第 38 項」に改め、同条第 23 項中「附則第 15 条第 39 項」を「附則第 15 条第 40 項」に改め、同条第 24 項中「附則第 15 条第 43 項」を「附則第 15 条第 44 項」に改め、同条第 25 項中「附則第 15 条第 44 項」を「附則第 15 条第 45 項」に改め、同条第 26 項中「附則第 15 条第 46 項」を「附則第 15 条第 47 項」に改める。

附則第 7 条の 3 第 12 項を同条第 13 項とし、同条第 11 項中「附則第 12 条第 17 項」を「附則第 12 条第 19 項」に改め、同項を同条第 12 項とし、同条第 10 項第 5 号中「附則第 12 条第 29 項」を「附則第 12 条第 31 項」に改め、同項を同条第 11 項とし、同条第 9 項を同条第 10 項とし、同条第 8 項第 5 号中「附則第 12 条第 29 項」を「附則第 12 条第 31 項」に改め、同項を同条第 9 項とし、同条第 7 項第 4 号中「附則第 12 条第 21 項」を「附則第 12 条第 23 項」に改め、同項第 6 号中「附則第 12 条第 22 項」を「附則第 12 条第 24 項」に改め、同項を同条第 8 項とし、同条第 6 項中「附則第 12 条第 17 項」を「附則第 12 条第 19 項」に改め、同項を同条第 7 項とし、同条第 5 項の次に次の 1 項を加える。

6 法附則第 15 条の 8 第 4 項の家屋について、同項の規定の適用を受けようとする者は、当該年度の初日の属する年の 1 月 31 日までに次に掲げる事項を記載した申告書に施行令附則第 12 条第 16 項に規定する従前の家屋について移転補償金を受けたことを証する書類を添付して市長に提出しなければならない。

(1) 納税義務者の住所、氏名又は名称及び個人番号又は法人番号(個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所及び氏名又は名称)

(2) 家屋の所在、家屋番号、種類及び床面積

(3) 家屋の建築年月日及び登記年月日

附則第 7 条の 9 第 3 項の表以外の部分中「第 4 号」を「第 5 号」に改め、同項の表第 1 項中表以外の部分の項中「第 4 号」を「第 5 号」に、「本条」を「この条」に改める。

附則第 9 条第 1 項中「法附則第 30 条第 1 項」を「平成 18 年 3 月 31 日までに初めて道路運送車両法第 60 条第 1 項後段の規定による車両番号の指定(次項から第 4 項までにおいて「初回車両番号指定」という。)を受けた法附則第 30 条第 1 項」に、「当該軽自動車は初めて道路運送車両法第 60 条第 1 項後段の規定による車両番号の指定(以下この条において「初回車両番号指定」という。)を受けた月から起算して 14 年を経過した月の属する年度以後の年度分」を「平成 31 年度分」に改め、同条第 2 項から第 4 項までを削り、同条第 5 項中「附則第 30 条第 6 項第 1 号及び第 2 号」を「附則第 30 条第 2 項第 1 号及び第 2 号」に、「第 2 項の表」を「次の表」に改め、同項に次の表を加える。

第 2 号ア	3,900 円	1,000 円
	6,900 円	1,800 円
	10,800 円	2,700 円
	3,800 円	1,000 円
	5,000 円	1,300 円

附則第 9 条第 5 項を同条第 2 項とし、同条第 6 項中「附則第 30 条第 7 項第 1 号及び第 2 号」を「附則第 30 条第 3 項第 1 号及び第 2 号」に改め、「以上の軽自動車」の次に「(ガソリンを内燃機関の燃料として用いるものに限る。以下この項及び次項に

において同じ。)」を加え、「第 3 項の表」を「次の表」に改め、同項に次の表を加える。

第 2 号ア	3,900 円	2,000 円
	6,900 円	3,500 円
	10,800 円	5,400 円
	3,800 円	1,900 円
	5,000 円	2,500 円

附則第 9 条第 6 項を同条第 3 項とし、同条第 7 項中「附則第 30 条第 8 項第 1 号及び第 2 号」を「附則第 30 条第 4 項第 1 号及び第 2 号」に、「第 4 項の表」を「次の表」に改め、同項に次の表を加える。

第 2 号ア	3,900 円	3,000 円
	6,900 円	5,200 円
	10,800 円	8,100 円
	3,800 円	2,900 円
	5,000 円	3,800 円

附則第 9 条第 7 項を同条第 4 項とする。

附則第 9 条の 2 第 1 項中「第 7 項」を「第 4 項」に改める。

(羽曳野市税条例等の一部を改正する条例の一部改正)

第 2 条 羽曳野市税条例(平成 28 年羽曳野市条例第 31 号)の一部を次のように改正する。

第 1 条の 2 のうち、羽曳野市税条例第 81 条第 3 項の改正規定の次に次のように加える。

第 81 条の 2 を第 81 条の 3 とし、第 81 条の次に次の 1 条を加える。

(軽自動車税のみならず課税)

第 81 条の 2 軽自動車等の売買契約において売主が当該軽自動車等の所有権を留保している場合には、軽自動車税の賦課徴収については、買主を前条第 1 項に規定する 3 輪以上の軽自動車の取得者(以下この節において「3 輪以上の軽自動車の取得者」という。)又は軽自動車等の所有者とみなして、軽自動車税を課する。

2 前項の規定の適用を受ける売買契約に係る軽自動車等について、買主の変更があ

つたときは、新たに買主となる者を3輪以上の軽自動車の取得者又は軽自動車等の所有者とみなして、軽自動車税を課する。

- 3 法第444条第3項に規定する販売業者等(以下この項において「販売業者等」という。)が、その製造により取得した3輪以上の軽自動車又はその販売のためその他運行(道路運送車両法第2条第5項に規定する運行をいう。次項において同じ。)以外の目的に供するため取得した3輪以上の軽自動車について、当該販売業者等が、法第444条第3項に規定する車両番号の指定を受けた場合(当該車両番号の指定前に第1項の規定の適用を受ける売買契約の締結が行われた場合を除く。)には、当該販売業者等を3輪以上の軽自動車の取得者とみなして、環境性能割を課する。
- 4 法の施行地外で3輪以上の軽自動車を取得した者が、当該3輪以上の軽自動車を法の施行地内に持ち込んで運行の用に供した場合には、当該3輪以上の軽自動車を運行の用に供する者を3輪以上の軽自動車の取得者とみなして、環境性能割を課する。

第1条の2のうち、羽曳野市税条例第81条の次に次の7条を加える改正規定を次のように改める。

第81条の3の次に次の6条を加える。

(環境性能割の課税標準)

第81条の4 環境性能割の課税標準は、3輪以上の軽自動車の取得のために通常要する価額として施行規則第15条の10に定めるところにより算定した金額とする。

(環境性能割の税率)

第81条の5 次の各号に掲げる3輪以上の軽自動車に対して課する環境性能割の税率は、当該各号に定める率とする。

(1) 法第451条第1項(同条第4項において準用する場合を含む。)の規定の適用を受けるもの 100分の1

(2) 法第451条第2項(同条第4項において準用する場合を含む。)の規定の適用を受けるもの 100分の2

(3) 法第451条第3項の規定の適用を受けるもの 100分の3

(環境性能割の徴収の方法)

第81条の6 環境性能割の徴収については、申告納付の方法によらなければならない。

(環境性能割の申告納付)

第 81 条の 7 環境性能割の納税義務者は、法第 454 条第 1 項各号に掲げる 3 輪以上の軽自動車の区分に応じ、当該各号に定める時又は日までに、施行規則第 33 号の 4 様式による申告書を市長に提出するとともに、その申告に係る環境性能割額を納付しなければならない。

2 3 輪以上の軽自動車の取得者(環境性能割の納税義務者を除く。)は、法第 454 条第 1 項各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める時又は日までに、施行規則第 33 号の 4 様式による報告書を市長に提出しなければならない。

(環境性能割に係る不申告等に関する過料)

第 81 条の 8 環境性能割の納税義務者が前条の規定により申告し、又は報告すべき事項について正当な事由がなくて申告又は報告をしなかつた場合には、その者に対し、100,000 円以下の過料を科する。

2 前項の過料の額は、情状により、市長が定める。

3 第 1 項の過料を徴収する場合において発する納入通知書に指定すべき納期限は、その発付の日から 10 日以内とする。

(環境性能割の減免)

第 81 条の 9 市長は、公益のため直接専用する 3 輪以上の軽自動車又は第 89 条第 1 項各号に掲げる軽自動車等(3 輪以上のものに限る。)のうち必要と認めるものに対しては、環境性能割を減免する。

2 前項の規定による環境性能割の減免を受けるための手続その他必要な事項については、規則で定める。

第 1 条の 2 のうち、羽曳野市税条例第 83 条の改正規定中

「(ウ) 4 輪以上のもの

a 乗用のもの

営業用 年額 6,900 円

自家用 年額 10,800 円

b 貨物用のもの

営業用 年額 3,800 円

自家用 年額 5,000 円」を

「(ウ) 4 輪以上のもの

a 乗用のもの

営業用 年額 6,900 円

自家用 年額 10,800 円

b 貨物用のもの

営業用 年額 3,800 円

自家用 年額 5,000 円」に、「5,600 円」を「5,900 円」に改める。

第 1 条の 2 のうち、羽曳野市税条例附則第 8 条の 5 の次に次の 5 条を加える改正規定のうち附則第 8 条の 7 中「第 81 条の 8」を「第 81 条の 9」に改める。

第 1 条の 2 のうち、羽曳野市税条例附則第 8 条の 5 の次に次の 5 条を加える改正規定のうち附則第 8 条の 8 中「第 81 条の 6」を「第 81 条の 7」に改める。

第 1 条の 2 のうち、羽曳野市税条例附則第 8 条の 5 の次に次の 5 条を加える改正規定のうち附則第 8 条の 10 第 1 項中「第 81 条の 4」を「第 81 条の 5」に改め、同条第 2 項中「第 81 条の 4」を「第 81 条の 5」に改め、「については」の次に「、当分の間」を加える。

第 1 条の 2 のうち、羽曳野市税条例附則第 9 条第 1 項の改正規定中「初めて道路運送車両法第 60 条第 1 項後段の規定による」を「最初の法第 444 条第 3 項に規定する」を「平成 18 年 3 月 31 日までに初めて道路運送車両法第 60 条第 1 項後段の規定による車両番号の指定(次項から第 4 項までにおいて「初回車両番号指定」という。)を受けた法附則第 30 条第 1 項」を「法附則第 30 条」に、「平成 31 年度分」を「当該軽自動車」が最初の法第 444 条第 3 項に規定する車両番号の指定を受けた月から起算して 14 年を経過した月の属する年度以後の年度分」に改め、「、「左欄に掲げる」の次に「同条の」を」を削る。

(羽曳野市税条例等の一部を改正する条例の一部改正)

第 3 条 羽曳野市税条例(平成 30 年羽曳野市条例第 24 号)の一部を次のように改正する。

附則第 1 条第 9 号中「生産性特別措置法」を「生産性向上特別措置法」に改める。

附 則

(施行期日)

第 1 条 この条例は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(1) 第 1 条(羽曳野市税条例第 81 条の次に次の 1 条を加える改正規定及び次号に掲げる改正規定を除く。)及び第 2 条並びに次条第 1 項の規定 平成 31 年 4 月 1 日

(2) 第 1 条中羽曳野市税条例第 23 条の改正規定並びに同条例附則第 5 条の 4、第 6 条及び第 6 条の 2 の改正規定並びに次条第 2 項から第 4 項までの規定 平成 31 年 6 月 1 日

(市民税に関する経過措置)

第 2 条 別段の定めがあるものを除き、第 1 条の規定による改正後の羽曳野市税条例(以下「新条例」という。)の規定中個人の市民税に関する部分は、平成 31 年度以後の年度分の個人の市民税について適用し、平成 30 年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。

2 新条例第 23 条並びに附則第 5 条の 4 及び第 6 条の 2 の規定は、平成 32 年度以後の年度分の個人の市民税について適用し、平成 31 年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。

3 新条例第 23 条第 1 項及び附則第 6 条の 2 の規定の適用については、平成 32 年度分の個人の市民税に限り、次の表の左欄に掲げる新条例の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第 23 条第 1 項	同条第 2 項に規定する特例控除対象寄附金	同条第 1 項に掲げる寄附金(平成 31 年 6 月 1 日前に支出したものに限り。)又は同条第 2 項に規定する特例控除対象寄附金
附則第 6 条の 2	特例控除対象寄附金	法第 314 条の 7 第 1 項第 1 号に掲げる寄附金(平成 31 年 6 月 1 日前に支出したものに限り。)又は特例控除対象寄附金
	送付	送付又は羽曳野市税条例の一部を改正する条例(平成 31 年羽曳野市条例第 号)附則第 4 項の規定によりなお従前の例によることとされる同条例第 1 条の規定による改正前の羽曳野市税条例附則第 6 条第 3 項の規定による同条第 1 項に規定する申告特例通知書の送付

4 新条例附則第 6 条第 1 項から第 3 項までの規定は、市民税の所得割の納税義務者が

前条第 2 号に掲げる規定の施行の日以後に支出する地方税法等の一部を改正する法律(平成 31 年法律第 2 号。以下この項において「改正法」という。)第 1 条の規定による改正後の地方税法(昭和 25 年法律第 226 号)第 314 条の 7 第 2 項に規定する特例控除対象寄附金について適用し、市民税の所得割の納税義務者が同日前に支出した改正法第 1 条の規定による改正前の地方税法第 314 条の 7 第 1 項第 1 号に掲げる寄附金については、なお従前の例による。

(固定資産税に関する経過措置)

第 3 条 新条例の規定中固定資産税に関する部分は、平成 31 年度以後の年度分の固定資産税について適用し、平成 30 年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

(軽自動車税に関する経過措置)

第 4 条 新条例の規定中軽自動車税に関する部分は、平成 31 年度分の軽自動車税について適用し、平成 30 年度分までの軽自動車税については、なお従前の例による。

羽曳野市税条例 新旧対照表(第1条による改正)

新	旧
<p>(寄附金税額控除)</p> <p>第 23 条 所得割の納税義務者が、前年中に法第 314 条の 7 第 1 項第 1 号及び第 2 号に掲げる寄附金又は同項第 3 号に規定する市民の福祉の増進に寄与する寄附金として条例で定める次の寄附金若しくは金銭を支出した場合には、<u>同項</u>に規定するところにより控除すべき額(当該納税義務者が前年中に<u>同条第 2 項</u>に規定する特例控除対象寄附金を支出した場合にあつては、当該控除すべき金額に特例控除額を加算した金額。以下この項において「控除額」という。)をその者の第 20 条及び前条の規定を適用した場合の所得割の額から控除するものとする。この場合において、当該控除額が当該所得割の額を超えるときは、当該控除額は、当該所得割の額に相当する金額とする。</p> <p>(1)・(2) 省略</p> <p>2 前項の特例控除額は、<u>法第 314 条の 7 第 11 項</u>(法附則第 5 条の 6 第 2 項の規定により読み替えて適用される場合を含む。)に定めるところにより計算した金額とする。</p> <p>第 24 条～第 81 条 省略</p> <p>(<u>日本赤十字社の所有する軽自動車税等に対する軽自動車税の非課税の範囲</u>)</p> <p><u>第 81 条の 2 日本赤十字社が所有する軽自動車等のうち、直接その本来の事業の用に供するもので、救急用のものに対しては、軽自動車税を課さない。</u></p> <p>第 82 条～第 114 条 省略</p> <p>附 則</p> <p>第 1 条～第 5 条の 3 省略</p> <p>第 5 条の 3 の 2 <u>平成 22 年度から平成 45 年度</u>までの各年度分の個人の市民税に限り、所得割の納税義務者が前年分の所得税につき租税特別措置法第 41 条又は第 41 条の 2 の 2 の規定の適用を受けた場合(居住年が平成 11 年から平成 18 年まで又は平成 21 年から平成 33 年までの各年である場合に限る。)において、前条第 1 項の規定の適用を受けないときは、<u>法附則第 5 条の 4 の 2 第 5 項(同条第 7 項の規定により読み替えて適用される場合を含む。)</u>に規定するところ</p>	<p>(寄附金税額控除)</p> <p>第 23 条 所得割の納税義務者が、前年中に法第 314 条の 7 第 1 項第 1 号及び第 2 号に掲げる寄附金又は同項第 3 号に規定する市民の福祉の増進に寄与する寄附金として条例で定める次の寄附金若しくは金銭を支出した場合には、<u>法第 314 条の 7 第 1 項</u>に規定するところにより控除すべき額(当該納税義務者が前年中に<u>同項第 1 号</u>に掲げる寄附金を支出した場合にあつては、当該控除すべき金額に特例控除額を加算した金額。以下この項において「控除額」という。)をその者の第 20 条及び前条の規定を適用した場合の所得割の額から控除するものとする。この場合において、当該控除額が当該所得割の額を超えるときは、当該控除額は、当該所得割の額に相当する金額とする。</p> <p>(1)・(2) 省略</p> <p>2 前項の特例控除額は、<u>法第 314 条の 7 第 2 項</u>(法附則第 5 条の 6 第 2 項の規定により読み替えて適用される場合を含む。)に定めるところにより計算した金額とする。</p> <p>第 24 条～第 81 条 省略</p> <p>附 則</p> <p>第 1 条～第 5 条の 3 省略</p> <p>第 5 条の 3 の 2 <u>平成 22 年度から平成 43 年度</u>までの各年度分の個人の市民税に限り、所得割の納税義務者が前年分の所得税につき租税特別措置法第 41 条又は第 41 条の 2 の 2 の規定の適用を受けた場合(居住年が平成 11 年から平成 18 年まで又は平成 21 年から平成 33 年までの各年である場合に限る。)において、前条第 1 項の規定の適用を受けないときは、<u>法附則第 5 条の 4 の 2 第 6 項(同条第 9 項の規定により読み替えて適用される場合を含む。)</u>に規定するところ</p>

<p>ろにより控除すべき額を、当該納税義務者の第 20 条及び第 22 条の規定を適用した場合の所得割の額から控除する。</p>	<p>ろにより控除すべき額を、当該納税義務者の第 20 条及び第 22 条の規定を適用した場合の所得割の額から控除する。</p> <p>2 <u>前項の規定は、次に掲げる場合に限り適用する。</u></p> <p>(1) <u>前項の規定の適用を受けようとする年度の第 27 条第 1 項の規定による申告書(その提出期限後において市民税の納税通知書が送達される時までに提出されたもの及びその時までに提出された第 28 条第 1 項の確定申告書を含む。)</u>に租税特別措置法第 41 条第 1 項に規定する住宅借入金等特別税額控除額の控除に関する事項の記載がある場合(これらの申告書にその記載がないことについてやむを得ない理由があると市長が認める場合を含む。)</p> <p>(2) <u>前号に掲げる場合のほか、前項の規定の適用を受けようとする年度の初日の属する年の 1 月 1 日現在において法第 317 条の 6 第 1 項の規定によつて給与支払報告書を提出する義務がある者から給与の支払を受けている者であつて、前年中において給与所得以外の所得を有しなかつたものが、前年分の所得税につき租税特別措置法第 41 条の 2 の 2 の規定の適用を受けている場合</u></p>
<p>2 <u>前項の規定の適用がある場合における第 24 条及び第 24 条の 2 第 1 項の規定の適用については、第 24 条中「前 2 条」とあるのは「前 2 条並びに附則第 5 条の 3 の 2 第 1 項」と、第 24 条の 2 第 1 項中「前 3 条」とあるのは「前 3 条並びに附則第 5 条の 3 の 2 第 1 項」とする。</u> (寄附金税額控除における特例控除額の特例)</p> <p>第 5 条の 4 第 23 条の規定の適用を受ける市民税の所得割の納税義務者が、<u>法第 314 条の 7 第 11 項第 2 号若しくは第 3 号に掲げる場合に該当する場合又は第 20 条第 2 項に規定する課税総所得金額、課税退職所得金額及び課税山林所得金額を有しない場合であつて、当該納税義務者の前年中の所得について、附則第 9 条の 3 第 1 項、附則第 10 条第 1 項、附則第 11 条第 1 項、附則第 14 条第 1 項、附則第 15 条第 1 項、附則第 15 条の 2 第 1 項又は附則第 15 条の 3 第 1 項の規定の適用を受けるときは、第 23 条第 2 項に規定する特例控除額は、同項の規定にかか</u></p>	<p>3 <u>第 1 項の規定の適用がある場合における第 24 条及び第 24 条の 2 第 1 項の規定の適用については、第 24 条中「前 2 条」とあるのは「前 2 条並びに附則第 5 条の 3 の 2 第 1 項」と、第 24 条の 2 第 1 項中「前 3 条」とあるのは「前 3 条並びに附則第 5 条の 3 の 2 第 1 項」とする。</u> (寄附金税額控除における特例控除額の特例)</p> <p>第 5 条の 4 第 23 条の規定の適用を受ける市民税の所得割の納税義務者が、<u>法第 314 条の 7 第 2 項第 2 号若しくは第 3 号に掲げる場合に該当する場合又は第 20 条第 2 項に規定する課税総所得金額、課税退職所得金額及び課税山林所得金額を有しない場合であつて、当該納税義務者の前年中の所得について、附則第 9 条の 3 第 1 項、附則第 10 条第 1 項、附則第 11 条第 1 項、附則第 14 条第 1 項、附則第 15 条第 1 項、附則第 15 条の 2 第 1 項又は附則第 15 条の 3 第 1 項の規定の適用を受けるときは、第 23 条第 2 項に規定する特例控除額は、同項の規定にかかわ</u></p>

わらず、法附則第 5 条の 5 第 2 項(法附則第 5 条の 6 第 2 項の規定により読み替えて適用される場合を含む。)に定めるところにより計算した金額とする。

(個人の市民税の寄附金税額控除に係る申告の特例等)

第 6 条 法附則第 7 条第 8 項に規定する申告特例対象寄附者(次項において「申告特例対象寄附者」という。)は、当分の間、第 23 条第 1 項及び第 2 項の規定により控除すべき金額の控除を受けようとする場合には、第 27 条第 3 項の規定による申告書の提出(第 28 条の規定により当該申告書が提出されたものとみなされる所得税法第 2 条第 1 項第 37 号に規定する確定申告書の提出を含む。)に代えて、法第 314 条の 7 第 2 項に規定する特例控除対象寄附金(以下この項及び次条において「特例控除対象寄附金」という。)を支出する際、法附則第 7 条第 8 項から第 10 項までに規定するところにより、特例控除対象寄附金を受領する都道府県の知事又は市町村若しくは特別区の長(次項及び第 3 項において「都道府県知事等」という。)に対し、同条第 8 項に規定する申告特例通知書(以下この条において「申告特例通知書」という。)を送付することを求めることができる。

2 前項の規定による申告特例通知書の送付の求め(以下この条において「申告特例の求め」という。)を行つた申告特例対象寄附者は、当該申告特例の求めを行つた日から賦課期日までの間に法附則第 7 条第 10 項第 1 号に掲げる事項に変更があつたときは、同条第 9 項に規定する申告特例対象年(次項において「申告特例対象年」という。)の翌年の 1 月 10 日までに、当該申告特例の求めを行つた都道府県知事等に対し、施行規則で定めるところにより、当該変更があつた事項その他施行規則で定める事項を届け出なければならない。

3 申告特例の求めを受けた都道府県知事等は、申告特例対象年の翌年の 1 月 31 日までに、法附則第 7 条第 10 項の規定により申請書に記載された当該申告特例の求めを行つた者の住所(同条第 11 項の規定により住所の変更の届出があつたときは、当該変更後の住所)の所在地の市町村長に対し、施行規則で定めるところによ

らず、法附則第 5 条の 5 第 2 項(法附則第 5 条の 6 第 2 項の規定により読み替えて適用される場合を含む。)に定めるところにより計算した金額とする。

(個人の市民税の寄附金控除額に係る申告の特例等)

第 6 条 法附則第 7 条第 8 項に規定する申告特例対象寄附者(次項において「申告特例対象寄附者」という。)は、当分の間、第 23 条第 1 項及び第 2 項の規定によつて控除すべき金額の控除を受けようとする場合には、第 27 条第 3 項の規定による申告書の提出(第 28 条の規定により当該申告書が提出されたものとみなされる所得税法第 2 条第 1 項第 37 号に規定する確定申告書の提出を含む。)に代えて、法第 314 条の 7 第 1 項第 1 号に掲げる寄附金(以下この項及び次条において「地方団体に対する寄附金」という。)を支出する際、法附則第 7 条第 8 項から第 10 項までに規定するところにより、地方団体に対する寄附金を受領する地方団体の長に対し、同条第 8 項に規定する申告特例通知書(以下この条において「申告特例通知書」という。)を送付することを求めることができる。

2 前項の規定による申告特例通知書の送付の求め(以下この条において「申告特例の求め」という。)を行つた申告特例対象寄附者は、当該申告特例の求めを行つた日から賦課期日までの間に法附則第 7 条第 10 項第 1 号に掲げる事項に変更があつたときは、同条第 9 項に規定する申告特例対象年(次項において「申告特例対象年」という。)の翌年の 1 月 10 日までに、当該申告特例の求めを行つた地方団体の長に対し、施行規則で定めるところにより、当該変更があつた事項その他施行規則で定める事項を届け出なければならない。

3 申告特例の求めを受けた地方団体の長は、申告特例対象年の翌年の 1 月 31 日までに、法附則第 7 条第 10 項の規定により申請書に記載された当該申告特例の求めを行つた者の住所(同条第 11 項の規定により住所の変更の届出があつたときは、当該変更後の住所)の所在地の市町村長に対し、施行規則で定めるところによ

<p>り、申告特例通知書を送付しなければならない。</p> <p>4 省略</p> <p>第6条の2 当分の間、所得割の納税義務者が前年中に<u>特例控除対象寄附金</u>を支出し、かつ、当該納税義務者について前条第3項の規定による申告特例通知書の送付があつた場合(法附則第7条第13項の規定によりなかつたものとみなされる場合を除く。)には、法附則第7条の2第4項に規定するところにより控除すべき額を、第23条第1項及び第2項の規定を適用した場合の所得割の額から控除するものとする。</p> <p>第7条 省略</p> <p>(法附則第15条第2項第1号等の条例で定める割合)</p> <p>第7条の2 1~4 省略</p> <p>5 <u>法附則第15条第19項</u>に規定する市町村の条例で定める割合は5分の3(都市再生特別措置法(平成14年法律第22号)第2条第5項に規定する特定都市再生緊急整備地域における<u>法附則第15条第19項</u>に規定する市町村の条例で定める割合は2分の1)とする。</p> <p>6 <u>法附則第15条第29項</u>に規定する市町村の条例で定める割合は2分の1とする。</p> <p>7 <u>法附則第15条第30項第1号</u>に規定する市町村の条例で定める割合は3分の2とする。</p> <p>8 <u>法附則第15条第30項第2号</u>に規定する市町村の条例で定める割合は2分の1とする。</p> <p>9 <u>法附則第15条第30項第3号</u>に規定する市町村の条例で定める割合は2分の1とする。</p> <p>10 <u>法附則第15条第31項第1号</u>に規定する市町村の条例で定める割合は3分の2とする。</p> <p>11 <u>法附則第15条第31項第2号</u>に規定する市町村の条例で定める割合は2分の1とする。</p> <p>12 <u>法附則第15条第33項第1号イ</u>に規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は3分の2とする。</p> <p>13 <u>法附則第15条第33項第1号ロ</u>に規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は3分の2とする</p> <p>14 <u>法附則第15条第33項第1号ハ</u>に規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は3分の2とする。</p>	<p>り、申告特例通知書を送付しなければならない。</p> <p>4 省略</p> <p>第6条の2 当分の間、所得割の納税義務者が前年中に<u>地方団体に対する寄附金</u>を支出し、かつ、当該納税義務者について前条第3項の規定による申告特例通知書の送付があつた場合(法附則第7条第13項の規定によりなかつたものとみなされる場合を除く。)においては、法附則第7条の2第4項に規定するところにより控除すべき額を、第23条第1項及び第2項の規定を適用した場合の所得割の額から控除するものとする。</p> <p>第7条 省略</p> <p>(法附則第15条第2項第1号等の条例で定める割合)</p> <p>第7条の2 1~4 省略</p> <p>5 <u>法附則第15条第18項</u>に規定する市町村の条例で定める割合は5分の3(都市再生特別措置法(平成14年法律第22号)第2条第5項に規定する特定都市再生緊急整備地域における<u>法附則第15条第18項</u>に規定する市町村の条例で定める割合は2分の1)とする。</p> <p>6 <u>法附則第15条第28項</u>に規定する市町村の条例で定める割合は2分の1とする。</p> <p>7 <u>法附則第15条第29項第1号</u>に規定する市町村の条例で定める割合は3分の2とする。</p> <p>8 <u>法附則第15条第29項第2号</u>に規定する市町村の条例で定める割合は2分の1とする。</p> <p>9 <u>法附則第15条第29項第3号</u>に規定する市町村の条例で定める割合は2分の1とする。</p> <p>10 <u>法附則第15条第30項第1号</u>に規定する市町村の条例で定める割合は3分の2とする。</p> <p>11 <u>法附則第15条第30項第2号</u>に規定する市町村の条例で定める割合は2分の1とする。</p> <p>12 <u>法附則第15条第32項第1号イ</u>に規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は3分の2とする。</p> <p>13 <u>法附則第15条第32項第1号ロ</u>に規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は3分の2とする</p> <p>14 <u>法附則第15条第32項第1号ハ</u>に規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は3分の2とする。</p>
---	--

<p>15 法附則第 15 条第 33 項第 1 号ニに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は 3 分の 2 とする。</p> <p>16 法附則第 15 条第 33 項第 1 号ホに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は 3 分の 2 とする。</p> <p>17 法附則第 15 条第 33 項第 2 号イに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は 4 分の 3 とする。</p> <p>18 法附則第 15 条第 33 項第 2 号ロに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は 4 分の 3 とする。</p> <p>19 法附則第 15 条第 33 項第 3 号イに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は 2 分の 1 とする。</p> <p>20 法附則第 15 条第 33 項第 3 号ロに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は 2 分の 1 とする。</p> <p>21 法附則第 15 条第 33 項第 3 号ハに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は 2 分の 1 とする。</p> <p>22 法附則第 15 条第 38 項に規定する市町村の条例で定める割合は 3 分の 2 とする。</p> <p>23 法附則第 15 条第 40 項に規定する市町村の条例で定める割合は 5 分の 4 とする。</p> <p>24 法附則第 15 条第 44 項に規定する市町村の条例で定める割合は 2 分の 1 とする。</p> <p>25 法附則第 15 条第 45 項に規定する市町村の条例で定める割合は 3 分の 2 とする。</p> <p>26 法附則第 15 条第 47 項に規定する市町村の条例で定める割合は零とする。</p> <p>27 省略 (新築住宅等に対する固定資産税の減額の規定の適用を受けようとする者がすべき申告) 第 7 条の 3 1~5 省略</p>	<p>15 法附則第 15 条第 32 項第 1 号ニに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は 3 分の 2 とする。</p> <p>16 法附則第 15 条第 32 項第 1 号ホに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は 3 分の 2 とする。</p> <p>17 法附則第 15 条第 32 項第 2 号イに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は 4 分の 3 とする。</p> <p>18 法附則第 15 条第 32 項第 2 号ロに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は 4 分の 3 とする。</p> <p>19 法附則第 15 条第 32 項第 3 号イに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は 2 分の 1 とする。</p> <p>20 法附則第 15 条第 32 項第 3 号ロに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は 2 分の 1 とする。</p> <p>21 法附則第 15 条第 32 項第 3 号ハに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は 2 分の 1 とする。</p> <p>22 法附則第 15 条第 37 項に規定する市町村の条例で定める割合は 3 分の 2 とする。</p> <p>23 法附則第 15 条第 39 項に規定する市町村の条例で定める割合は 5 分の 4 とする。</p> <p>24 法附則第 15 条第 43 項に規定する市町村の条例で定める割合は 2 分の 1 とする。</p> <p>25 法附則第 15 条第 44 項に規定する市町村の条例で定める割合は 3 分の 2 とする。</p> <p>26 法附則第 15 条第 46 項に規定する市町村の条例で定める割合は零とする。</p> <p>27 省略 (新築住宅等に対する固定資産税の減額の規定の適用を受けようとする者がすべき申告) 第 7 条の 3 1~5 省略</p>
<p>6 <u>法附則第 15 条の 8 第 4 項の家屋について、同項の規定の適用を受けようとする者は、当該年度の初日の属する年の 1 月 31 日までに次に掲げる事項を記載した申告書に施行令附則第 12 条第 16 項に規定する従前の家屋について移転補償金を受けたことを証する書類を添付して市長に提出しなければならない。</u></p> <p>(1) <u>納税義務者の住所、氏名又は名称及び個人番号又は法人番号(個人番号又は法人番号</u></p>	

<p>を有しない者にあつては、住所及び氏名又は名称)</p> <p>(2) 家屋の所在、家屋番号、種類及び床面積</p> <p>(3) 家屋の建築年月日及び登記年月日</p> <p>7 法附則第 15 条の 9 第 1 項の耐震基準適合住宅について、同項の規定の適用を受けようとする者は、当該耐震基準適合住宅に係る耐震改修が完了した日から 3 月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に当該耐震改修に要した費用を証する書類及び当該耐震改修後の家屋が施行令附則第 12 条第 19 項に規定する基準を満たすことを証する書類を添付して市長に提出しなければならない。</p> <p>(1)～(6) 省略</p> <p>8 法附則第 15 条の 9 第 4 項の高齢者等居住改修住宅又は同条第 5 項の高齢者等居住改修専有部分について、これらの規定の適用を受けようとする者は、同条第 4 項に規定する居住安全改修工事が完了した日から 3 月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第 7 条第 8 項各号に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。</p> <p>(1)～(3) 省略</p> <p>(4) 施行令附則第 12 条第 23 項に掲げる者に該当する者の住所、氏名及び当該者が同項各号のいずれに該当するかの別</p> <p>(5) 省略</p> <p>(6) 居住安全改修工事に要した費用並びに施行令附則第 12 条第 24 項に規定する補助金等、居宅介護住宅改修費及び介護予防住宅改修費</p> <p>(7) 省略</p> <p>9 法附則第 15 条の 9 第 9 項の熱損失防止改修住宅又は同条第 10 項の熱損失防止改修専有部分について、これらの規定の適用を受けようとする者は、同条第 9 項に規定する熱損失防止改修工事が完了した日から 3 月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第 7 条第 9 項各号に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。</p> <p>(1)～(4) 省略</p> <p>(5) 熱損失防止改修工事に要した費用及び施行令附則第 12 条第 31 項に規定する補助金等</p> <p>(6) 省略</p>	<p>6 法附則第 15 条の 9 第 1 項の耐震基準適合住宅について、同項の規定の適用を受けようとする者は、当該耐震基準適合住宅に係る耐震改修が完了した日から 3 月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に当該耐震改修に要した費用を証する書類及び当該耐震改修後の家屋が施行令附則第 12 条第 17 項に規定する基準を満たすことを証する書類を添付して市長に提出しなければならない。</p> <p>(1)～(6) 省略</p> <p>7 法附則第 15 条の 9 第 4 項の高齢者等居住改修住宅又は同条第 5 項の高齢者等居住改修専有部分について、これらの規定の適用を受けようとする者は、同条第 4 項に規定する居住安全改修工事が完了した日から 3 月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第 7 条第 8 項各号に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。</p> <p>(1)～(3) 省略</p> <p>(4) 施行令附則第 12 条第 21 項に掲げる者に該当する者の住所、氏名及び当該者が同項各号のいずれに該当するかの別</p> <p>(5) 省略</p> <p>(6) 居住安全改修工事に要した費用並びに施行令附則第 12 条第 22 項に規定する補助金等、居宅介護住宅改修費及び介護予防住宅改修費</p> <p>(7) 省略</p> <p>8 法附則第 15 条の 9 第 9 項の熱損失防止改修住宅又は同条第 10 項の熱損失防止改修専有部分について、これらの規定の適用を受けようとする者は、同条第 9 項に規定する熱損失防止改修工事が完了した日から 3 月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第 7 条第 9 項各号に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。</p> <p>(1)～(4) 省略</p> <p>(5) 熱損失防止改修工事に要した費用及び施行令附則第 12 条第 29 項に規定する補助金等</p> <p>(6) 省略</p>
---	---

10	省略			
11	<p>法附則第 15 条の 9 の 2 第 4 項に規定する特定熱損失防止改修住宅又は同条第 5 項に規定する特定熱損失防止改修住宅専有部分について、これらの規定の適用を受けようとする者は、法附則第 15 条の 9 第 9 項に規定する熱損失防止改修工事が完了した日から 3 月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第 7 条第 11 項各号に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。</p> <p>(1)～(4) 省略</p> <p>(5) 熱損失防止改修工事に要した費用及び施行令附則第 12 条第 31 項に規定する補助金等</p> <p>(6) 省略</p> <p>12 法附則第 15 条の 10 第 1 項の耐震基準適合家屋について、同項の規定の適用を受けようとする者は、当該耐震基準適合家屋に係る耐震改修が完了した日から 3 月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第 7 条第 13 項に規定する補助に係る補助金確定通知書の写し、建築物の耐震改修の促進に関する法律(平成 7 年法律第 123 号)第 7 条又は附則第 3 条第 1 項の規定による報告の写し及び当該耐震改修後の家屋が施行令附則第 12 条第 19 項に規定する基準を満たすことを証する書類を添付して市長に提出しなければならない。</p> <p>(1)～(6) 省略</p> <p>13 省略</p> <p>第 7 条の 4～第 7 条の 8 省略</p> <p>(市街化区域農地に対して課する平成 6 年度以降の各年度分の固定資産税の特例)</p> <p>第 7 条の 9 1・2 省略</p> <p>3 前 2 項の規定は、平成 5 年度に係る賦課期日後に施行令附則第 14 条の 2 第 2 項第 2 号から第 5 号までに掲げる事由により新たに市街化区域農地となつた土地(当該事由の生じた日以後施行令附則第 14 条の 2 第 1 項各号に掲げる事情により新たに市街化区域農地となつた土地を含む。)に係る固定資産税について準用する。この場合において、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。</p> <table border="1"> <tr> <td>第 1 項中</td> <td>平成 6 年</td> <td>市街化区域設定年度(施行令附則第 14 条の 2 第 2 項第 2</td> </tr> </table>	第 1 項中	平成 6 年	市街化区域設定年度(施行令附則第 14 条の 2 第 2 項第 2
第 1 項中	平成 6 年	市街化区域設定年度(施行令附則第 14 条の 2 第 2 項第 2		

9	省略			
10	<p>法附則第 15 条の 9 の 2 第 4 項に規定する特定熱損失防止改修住宅又は同条第 5 項に規定する特定熱損失防止改修住宅専有部分について、これらの規定の適用を受けようとする者は、法附則第 15 条の 9 第 9 項に規定する熱損失防止改修工事が完了した日から 3 月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第 7 条第 11 項各号に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。</p> <p>(1)～(4) 省略</p> <p>(5) 熱損失防止改修工事に要した費用及び施行令附則第 12 条第 29 項に規定する補助金等</p> <p>(6) 省略</p> <p>11 法附則第 15 条の 10 第 1 項の耐震基準適合家屋について、同項の規定の適用を受けようとする者は、当該耐震基準適合家屋に係る耐震改修が完了した日から 3 月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第 7 条第 13 項に規定する補助に係る補助金確定通知書の写し、建築物の耐震改修の促進に関する法律(平成 7 年法律第 123 号)第 7 条又は附則第 3 条第 1 項の規定による報告の写し及び当該耐震改修後の家屋が施行令附則第 12 条第 17 項に規定する基準を満たすことを証する書類を添付して市長に提出しなければならない。</p> <p>(1)～(6) 省略</p> <p>12 省略</p> <p>第 7 条の 4～第 7 条の 8 省略</p> <p>(市街化区域農地に対して課する平成 6 年度以降の各年度分の固定資産税の特例)</p> <p>第 7 条の 9 1・2 省略</p> <p>3 前 2 項の規定は、平成 5 年度に係る賦課期日後に施行令附則第 14 条の 2 第 2 項第 2 号から第 4 号までに掲げる事由により新たに市街化区域農地となつた土地(当該事由の生じた日以後施行令附則第 14 条の 2 第 1 項各号に掲げる事情により新たに市街化区域農地となつた土地を含む。)に係る固定資産税について準用する。この場合において、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。</p> <table border="1"> <tr> <td>第 1 項中</td> <td>平成 6 年</td> <td>市街化区域設定年度(施行令附則第 14 条の 2 第 2 項第 2</td> </tr> </table>	第 1 項中	平成 6 年	市街化区域設定年度(施行令附則第 14 条の 2 第 2 項第 2
第 1 項中	平成 6 年	市街化区域設定年度(施行令附則第 14 条の 2 第 2 項第 2		

表以外の部分	度	号から第 5 号までに掲げる事由の生じた日の属する年の翌年の 1 月 1 日(当該事由の生じた日が 1 月 1 日である場合には、同日)を賦課期日とする年度をいう。以下この条において同じ。)
	平成 5 年度に	市街化区域設定年度
省略		

第 7 条の 10～第 8 条の 5 省略

(軽自動車税の税率の特例)

第 9 条 平成 18 年 3 月 31 日までに初めて道路運送車両法第 60 条第 1 項後段の規定による車両番号の指定(次項から第 4 項までにおいて「初回車両番号指定」という。)を受けた法附則第 30 条第 1 項に規定する 3 輪以上の軽自動車に対する平成 31 年度分の軽自動車税に係る第 83 条の規定の適用については、当分の間、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

省略

表以外の部分	度	号から第 4 号までに掲げる事由の生じた日の属する年の翌年の 1 月 1 日(当該事由の生じた日が 1 月 1 日である場合には、同日)を賦課期日とする年度をいう。以下本条において同じ。)
	平成 5 年度に	市街化区域設定年度
省略		

第 7 条の 10～第 8 条の 5 省略

(軽自動車税の税率の特例)

第 9 条 法附則第 30 条第 1 項に規定する 3 輪以上の軽自動車に対する当該軽自動車が初めて道路運送車両法第 60 条第 1 項後段の規定による車両番号の指定(以下この条において「初回車両番号指定」という。)を受けた月から起算して 14 年を経過した月の属する年度以後の年度分の軽自動車税に係る第 83 条の規定の適用については、当分の間、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

省略

2 法附則第 30 条第 3 項第 1 号及び第 2 号に掲げる 3 輪以上の軽自動車に対する第 83 条の規定の適用については、当該軽自動車が平成 28 年 4 月 1 日から平成 29 年 3 月 31 日の間に初回車両番号指定を受けた場合には、平成 29 年度分の軽自動車税に限り、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第 2 号ア	3,900 円	1,000 円
	6,900 円	1,800 円
	10,800 円	2,700 円
	3,800 円	1,000 円
	5,000 円	1,300 円

3 法附則第 30 条第 4 項第 1 号及び第 2 号に規定する 3 輪以上の軽自動車(ガソリンを内燃機関の燃料として用いるものに限る。以下この条(第 5 項を除く。))において同じ。)に対する第 83 条の規定の適用については、当該軽自動車が平成 28 年 4 月 1 日から平成 29 年 3 月 31 日までの間に初回車両番号指定を受けた場合に

は、平成 29 年度分の軽自動車税に限り、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第 2 号ア	3,900 円	2,000 円
	6,900 円	3,500 円
	10,800 円	5,400 円
	3,800 円	1,900 円
	5,000 円	2,500 円

4 法附則第 30 条第 5 項第 1 号及び第 2 号に掲げる 3 輪以上の軽自動車(前項の規定の適用を受けるものを除く。)に対する第 83 条の規定の適用については、当該軽自動車平成 28 年 4 月 1 日から平成 29 年 3 月 31 日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には、平成 29 年度分の軽自動車税の種別割に限り、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第 2 号ア	3,900 円	3,000 円
	6,900 円	5,200 円
	10,800 円	8,000 円
	3,800 円	2,900 円
	5,000 円	3,800 円

2 法附則第 30 条第 2 項第 1 号及び第 2 号に掲げる 3 輪以上の軽自動車に対する第 83 条の規定の適用については、当該軽自動車平成 29 年 4 月 1 日から平成 30 年 3 月 31 日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には平成 30 年度分の軽自動車税に限り、当該軽自動車平成 30 年 4 月 1 日から平成 31 年 3 月 31 日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には平成 31 年度分の軽自動車税に限り、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第 2 号ア	3,900 円	1,000 円
	6,900 円	1,800 円
	10,800 円	2,700 円
	3,800 円	1,000 円
	5,000 円	1,300 円

3 法附則第 30 条第 3 項第 1 号及び第 2 号に掲げる 3 輪以上の軽自動車(ガソリンを内燃機関の燃料として用いるのものに限る。以下この項及び次項において同じ。)に対する第 83 条の規定の適用については、当該軽自動車平成 29 年 4

5 法附則第 30 条第 6 項第 1 号及び第 2 号に掲げる 3 輪以上の軽自動車に対する第 83 条の規定の適用については、当該軽自動車平成 29 年 4 月 1 日から平成 30 年 3 月 31 日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には平成 30 年度分の軽自動車税に限り、当該軽自動車平成 30 年 4 月 1 日から平成 31 年 3 月 31 日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には平成 31 年度分の軽自動車税に限り、第 2 項の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

6 法附則第 30 条第 7 項第 1 号及び第 2 号に掲げる 3 輪以上の軽自動車に対する第 83 条の規定の適用については、当該軽自動車平成 29 年 4 月 1 日から平成 30 年 3 月 31 日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には平成 30 年度

月 1 日から平成 30 年 3 月 31 日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には平成 30 年度分の軽自動車税に限り、当該軽自動車平成 30 年 4 月 1 日から平成 31 年 3 月 31 日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には平成 31 年度分の軽自動車税に限り、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第 2 号ア	3,900 円	2,000 円
	6,900 円	3,500 円
	10,800 円	5,400 円
	3,800 円	1,900 円
	5,000 円	2,500 円

4 法附則第 30 条第 4 項第 1 号及び第 2 号に掲げる 3 輪以上の軽自動車(前項の規定の適用を受けるものを除く。)に対する第 83 条の規定の適用については、当該軽自動車平成 29 年 4 月 1 日から平成 30 年 3 月 31 日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には平成 30 年度分の軽自動車税に限り、当該軽自動車平成 30 年 4 月 1 日から平成 31 年 3 月 31 日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には平成 31 年度分の軽自動車税に限り、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第 2 号ア	3,900 円	3,000 円
	6,900 円	5,200 円
	10,800 円	8,100 円
	3,800 円	2,900 円
	5,000 円	3,800 円

(軽自動車税の賦課徴収の特例)

第 9 条の 2 市長は、軽自動車税の賦課徴収に関し、3 輪以上の軽自動車前条第 2 項から第 4 項までの規定の適用を受ける 3 輪以上の軽自動車に該当するかどうかの判断をするときは、国土交通大臣の認定等(法附則第 30 条の 2 第 1 項に規定する国土交通大臣の認定等をいう。次項において同じ。)に基づき当該判断をするものとする。

2~4 省略
以下省略

分の軽自動車税に限り、当該軽自動車平成 30 年 4 月 1 日から平成 31 年 3 月 31 日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には平成 31 年度分の軽自動車税に限り、第 3 項の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

7 法附則第 30 条第 8 項第 1 号及び第 2 号に掲げる 3 輪以上の軽自動車(前項の規定の適用を受けるものを除く。)に対する第 83 条の規定の適用については、当該軽自動車平成 29 年 4 月 1 日から平成 30 年 3 月 31 日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には平成 30 年度分の軽自動車税に限り、当該軽自動車平成 30 年 4 月 1 日から平成 31 年 3 月 31 日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には平成 31 年度分の軽自動車税に限り、第 4 項の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

(軽自動車税の賦課徴収の特例)

第 9 条の 2 市長は、軽自動車税の賦課徴収に関し、3 輪以上の軽自動車前条第 2 項から第 7 項までの規定の適用を受ける 3 輪以上の軽自動車に該当するかどうかの判断をするときは、国土交通大臣の認定等(法附則第 30 条の 2 第 1 項に規定する国土交通大臣の認定等をいう。次項において同じ。)に基づき当該判断をするものとする。

2~4 省略
以下省略

羽曳野市税条例等の一部を改正する条例 新旧対照表(第2条による改正)

新	旧
<p>第1条の2 羽曳野市税条例の一部を次のように改正する。</p> <p>(中略)</p> <p>第81条第3項中「第443条第1項」を「第445条第1項」に、「によつて軽自動車税」を「により種別割」に、「においては」を「には、第1項の規定にかかわらず」に改め、同項ただし書中「もの」を「軽自動車等」に改める。</p> <p><u>第81条の2を第81条の3とし、第81条の次に次の1条を加える。</u></p> <p><u>(軽自動車税のみならず課税)</u></p> <p><u>第81条の2 軽自動車等の売買契約において売主が当該軽自動車等の所有権を留保している場合には、軽自動車税の賦課徴収については、買主を前条第1項に規定する3輪以上の軽自動車の取得者(以下この節において「3輪以上の軽自動車の取得者」という。)又は軽自動車等の所有者とみなして、軽自動車税を課する。</u></p> <p><u>2 前項の規定の適用を受ける売買契約に係る軽自動車等について、買主の変更があつたときは、新たに買主となる者を3輪以上の軽自動車の取得者又は軽自動車等の所有者とみなして、軽自動車税を課する。</u></p> <p><u>3 法第444条第3項に規定する販売業者等(以下この項において「販売業者等」という。)が、その製造により取得した3輪以上の軽自動車又はその販売のためその他運行(道路運送車両法第2条第5項に規定する運行をいう。次項において同じ。)以外の目的に供するため取得した3輪以上の軽自動車について、当該販売業者等が、法第444条第3項に規定する車両番号の指定を受けた場合(当該車両番号の指定前に第1項の規定の適用を受ける売買契約の締結が行われた場合を除く。)には、当該販売業者等を3輪以上の軽自動車の取得者とみなして、環境性能割を課する。</u></p> <p><u>4 法の施行地外で3輪以上の軽自動車を取得した者が、当該3輪以上の軽自動車を法の施行地内に持ち込んで運行の用に供した場合に</u></p>	<p>第1条の2 羽曳野市税条例の一部を次のように改正する。</p> <p>(中略)</p> <p>第81条第3項中「第443条第1項」を「第445条第1項」に、「によつて軽自動車税」を「により種別割」に、「においては」を「には、第1項の規定にかかわらず」に改め、同項ただし書中「もの」を「軽自動車等」に改める。</p>

は、当該 3 輪以上の軽自動車を運行の用に供する者を 3 輪以上の軽自動車の取得者とみなして、環境性能割を課する。

第 81 条の 3 の次に次の 6 条を加える。

(環境性能割の課税標準)

第 81 条の 4 環境性能割の課税標準は、3 輪以上の軽自動車の取得のために通常要する価額として施行規則第 15 条の 10 に定めるところにより算定した金額とする。

(環境性能割の税率)

第 81 条の 5 次の各号に掲げる 3 輪以上の軽自動車に対して課する環境性能割の税率は、当該各号に定める率とする。

(1) 法第 451 条第 1 項(同条第 4 項において準用する場合を含む。)の規定の適用を受けるもの 100 分の 1

(2) 法第 451 条第 2 項(同条第 4 項において準用する場合を含む。)の規定の適用を受けるもの 100 分の 2

(3) 法第 451 条第 3 項の規定の適用を受けるもの 100 分の 3

(環境性能割の徴収の方法)

第 81 条の 6 環境性能割の徴収については、申告納付の方法によらなければならない。

(環境性能割の申告納付)

第 81 条の 7 環境性能割の納税義務者は、法第 454 条第 1 項各号に掲げる 3 輪以上の軽自動車の区分に応じ、当該各号に定める時又は日までに、施行規則第 33 号の 4 様式による申告書を市長に提出するとともに、その申告に係る環境性能割額を納付しなければならない。

2 3 輪以上の軽自動車の取得者(環境性能割の納税義務者を除く。)は、法第 454 条第 1 項各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める時又は日までに、施行規則第 33 号の 4 様式による報告書を市長に提出しなければならない。

(環境性能割に係る不申告等に関する過料)

第 81 条の 8 環境性能割の納税義務者が前条の規定により申告し、又は報告すべき事項について正当な事由がなくて申告又は報告をしなかつた場合には、その者に対し、100,000 円以下の過料を科する。

第 81 条の次に次の 7 条を加える。

(軽自動車税のみならず課税)

第 81 条の 2 軽自動車等の売買契約において売主が当該軽自動車等の所有権を留保している場合には、軽自動車税の賦課徴収については、買主を前条第 1 項に規定する 3 輪以上の軽自動車の取得者(以下この節において「3 輪以上の軽自動車の取得者」という。)又は軽自動車等の所有者とみなして、軽自動車税を課する。

2 前項の規定の適用を受ける売買契約に係る軽自動車等について、買主の変更があつたときは、新たに買主となる者を 3 輪以上の軽自動車の取得者又は軽自動車等の所有者とみなして、軽自動車税を課する。

3 法第 444 条第 3 項に規定する販売業者等(以下この項において「販売業者等」という。)が、その製造により取得した 3 輪以上の軽自動車又はその販売のためその他運行(道路運送車両法第 2 条第 5 項に規定する運行をいう。次項において同じ。)以外の目的に供するため取得した 3 輪以上の軽自動車について、当該販売業者等が、法第 444 条第 3 項に規定する車両番号の指定を受けた場合(当該車両番号の指定前に第 1 項の規定の適用を受ける売買契約の締結が行われた場合を除く。)には、当該販売業者等を 3 輪以上の軽自動車の取得者とみなして、環境性能割を課する。

4 法の施行地外で 3 輪以上の軽自動車を取得した者が、当該 3 輪以上の軽自動車を法の施行地内に持ち込んで運行の用に供した場合には、当該 3 輪以上の軽自動車を運行の用に供する者を 3 輪以上の軽自動車の取得者とみなして、環境性能割を課する。

(環境性能割の課税標準)

第 81 条の 3 環境性能割の課税標準は、3 輪以上の軽自動車の取得のために通常要する価額として施行規則第 15 条の 10 に定めるところにより算定した金額とする。

(環境性能割の税率)

2 前項の過料の額は、情状により、市長が定める。

3 第 1 項の過料を徴収する場合において発する納入通知書に指定すべき納期限は、その発付の日から 10 日以内とする。

(環境性能割の減免)

第 81 条の 9 市長は、公益のため直接専用する 3 輪以上の軽自動車又は第 89 条第 1 項各号に掲げる軽自動車等(3 輪以上のものに限る。)のうち必要と認めるものに対しては、環境性能割を減免する。

2 前項の規定による環境性能割の減免を受けるための手続その他必要な事項については、規則で定める。

第 81 条の 4 次の各号に掲げる 3 輪以上の軽自動車に対して課する環境性能割の税率は、当該各号に定める率とする。

(1) 法第 451 条第 1 項(同条第 4 項において準用する場合を含む。)の規定の適用を受けるもの 100 分の 1

(2) 法第 451 条第 2 項(同条第 4 項において準用する場合を含む。)の規定の適用を受けるもの 100 分の 2

(3) 法第 451 条第 3 項の規定の適用を受けるもの 100 分の 3
(環境性能割の徴収の方法)

第 81 条の 5 環境性能割の徴収については、申告納付の方法によらなければならない。
(環境性能割の申告納付)

第 81 条の 6 環境性能割の納税義務者は、法第 454 条第 1 項各号に掲げる 3 輪以上の軽自動車の区分に応じ、当該各号に定める時又は日までに、施行規則第 33 号の 4 様式による申告書を市長に提出するとともに、その申告に係る環境性能割額を納付しなければならない。

2 3 輪以上の軽自動車の取得者(環境性能割の納税義務者を除く。)は、法第 454 条第 1 項各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める時又は日までに、施行規則第 33 号の 4 様式による報告書を市長に提出しなければならない。

(環境性能割に係る不申告等に関する過料)

第 81 条の 7 環境性能割の納税義務者が前条の規定により申告し、又は報告すべき事項について正当な事由がなくて申告又は報告をしなかつた場合には、その者に対し、100,000 円以下の過料を科する。

2 前項の過料の額は、情状により、市長が定める。

3 第 1 項の過料を徴収する場合において発する納入通知書に指定すべき納期限は、その発付の日から 10 日以内とする。

(環境性能割の減免)

第 81 条の 8 市長は、公益のため直接専用する 3 輪以上の軽自動車又は第 89 条第 1 項各号に掲げる軽自動車等(3 輪以上のものに限る。)のうち必要と認めるものに対しては、

<p>第 83 条の見出し中「軽自動車税」を「種別割」に改め、同条中「軽自動車税の税率は、次の各号に掲げる軽自動車等に対し」を「次の各号に掲げる軽自動車等に対して課する種別割の税率は」に改め、同条第 2 号ア中</p> <p>「2 輪のもの(側車付のものを含む。) 年額 3,600 円 3 輪のもの 年額 3,900 円 4 輪以上のもの 乗用のもの 営業用 年額 6,900 円 自家用 年額 10,800 円 貨物用のもの 営業用 年額 3,800 円 自家用 年税 5,000 円」を 「(ア) 2 輪のもの(側車付のものを含む。) 年額 3,600 円 (イ) 3 輪のもの 年額 3,900 円 (ウ) 4 輪以上のもの a 乗用のもの <u>営業用 年額 6,900 円</u> <u>自家用 年額 10,800 円</u> b 貨物用のもの <u>営業用 年額 3,800 円</u> <u>自家用 年額 5,000 円</u>」に改め、同号イ中</p> <p>「農耕作業用のもの 年額 2,400 円 その他のもの 年額 <u>5,900 円</u>」を 「(ア) 農耕作業用のもの 年額 2,400 円 (イ) その他のもの 年額 <u>5,900 円</u>」に改める。</p> <p>(中略)</p> <p>附則第 8 条の 5 の次に次の 5 条を加える。 (軽自動車税の環境性能割の賦課徴収の特例) 第 8 条の 6 軽自動車税の環境性能割の賦課徴収は、当分の間、第 1 章第 2 節の規定にかかわらず、大阪府が、自動車税の環境性能割の賦課徴収の例により、行うものとする。 (軽自動車税の環境性能割の減免の特例) 第 8 条の 7 市長は、当分の間、<u>第 81 条の 9</u></p>	<p><u>環境性能割を減免する。</u></p> <p><u>2 前項の規定による環境性能割の減免を受けるための手続その他必要な事項については、規則で定める。</u></p> <p>第 83 条の見出し中「軽自動車税」を「種別割」に改め、同条中「軽自動車税の税率は、次の各号に掲げる軽自動車等に対し」を「次の各号に掲げる軽自動車等に対して課する種別割の税率は」に改め、同条第 2 号ア中</p> <p>「2 輪のもの(側車付のものを含む。) 年額 3,600 円 3 輪のもの 年額 3,900 円 4 輪以上のもの 乗用のもの 営業用 年額 6,900 円 自家用 年額 10,800 円 貨物用のもの 営業用 年額 3,800 円 自家用 年税 5,000 円」を 「(ア) 2 輪のもの(側車付のものを含む。) 年額 3,600 円 (イ) 3 輪のもの 年額 3,900 円 (ウ) 4 輪以上のもの a 乗用のもの <u>営業用 年額 6,900 円</u> <u>自家用 年額 10,800 円</u> b 貨物用のもの <u>営業用 年額 3,800 円</u> <u>自家用 年額 5,000 円</u>」に改め、同号イ中</p> <p>「農耕作業用のもの 年額 2,400 円 その他のもの 年額 <u>5,600 円</u>」を 「(ア) 農耕作業用のもの 年額 2,400 円 (イ) その他のもの 年額 <u>5,600 円</u>」に改める。</p> <p>(中略)</p> <p>附則第 8 条の 5 の次に次の 5 条を加える。 (軽自動車税の環境性能割の賦課徴収の特例) 第 8 条の 6 軽自動車税の環境性能割の賦課徴収は、当分の間、第 1 章第 2 節の規定にかかわらず、大阪府が、自動車税の環境性能割の賦課徴収の例により、行うものとする。 (軽自動車税の環境性能割の減免の特例) 第 8 条の 7 市長は、当分の間、<u>第 81 条の 8</u></p>
---	--

の規定にかかわらず、大阪府知事が自動車税の環境性能割を減免する自動車に相当するものとして市長が定める3輪以上の軽自動車に対しては、軽自動車税の環境性能割を減免する。

(軽自動車税の環境性能割の申告納付の特例)

第8条の8 第81条の7の規定による申告納付については、当分の間、同条中「市長」とあるのは、「大阪府知事」とする。

(軽自動車税の環境性能割に係る徴収取扱費の交付)

第8条の9 市は、大阪府が軽自動車税の環境性能割の賦課徴収に関する事務を行うために要する費用を補償するため、法附則第29条の16第1項に掲げる金額の合計額を、徴収取扱費として大阪府に交付する。

(軽自動車税の環境性能割の税率の特例)

第8条の10 営業用の3輪以上の軽自動車に対する第81条の5の規定の適用については、当分の間、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

省略

2 自家用の3輪以上の軽自動車に対する第81条の5(第3号に係る部分に限る。)の規定の適用については、当分の間、同号中「100分の3」とあるのは、「100分の2」とする。

附則第9条の見出し中「軽自動車税」の次に「の種別割」を加え、同条第1項中「平成18年3月31日までに初めて道路運送車両法第60条第1項後段の規定による車両番号の指定(次項から第4項までにおいて「初回車両番号指定」という。)を受けた法附則第30条第1項」を「法附則第30条」に、「平成31年度分」を「当該軽自動車が最初の法第444条第3項に規定する車両番号の指定を受けた月から起算して14年を経過した月の属する年度以後の年度分」に改め、「軽自動車税」の次に「の種別割」を加え、同項の表を次のように改める。

省略

以下省略

の規定にかかわらず、大阪府知事が自動車税の環境性能割を減免する自動車に相当するものとして市長が定める3輪以上の軽自動車に対しては、軽自動車税の環境性能割を減免する。

(軽自動車税の環境性能割の申告納付の特例)

第8条の8 第81条の6の規定による申告納付については、当分の間、同条中「市長」とあるのは、「大阪府知事」とする。

(軽自動車税の環境性能割に係る徴収取扱費の交付)

第8条の9 市は、大阪府が軽自動車税の環境性能割の賦課徴収に関する事務を行うために要する費用を補償するため、法附則第29条の16第1項に掲げる金額の合計額を、徴収取扱費として大阪府に交付する。

(軽自動車税の環境性能割の税率の特例)

第8条の10 営業用の3輪以上の軽自動車に対する第81条の4の規定の適用については、当分の間、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

省略

2 自家用の3輪以上の軽自動車に対する第81条の4(第3号に係る部分に限る。)の規定の適用については、同号中「100分の3」とあるのは、「100分の2」とする。

附則第9条の見出し中「軽自動車税」の次に「の種別割」を加え、同条第1項中「初めて道路運送車両法第60条第1項後段の規定による」を「最初の法第444条第3項に規定する」に改め、「軽自動車税」の次に「の種別割」を、「左欄に掲げる」の次に「同条の」を加え、同項の表を次のように改める。

省略

以下省略

羽曳野市税条例等の一部を改正する条例 新旧対照表(第3条による改正)

新	旧
<p>附 則 (施行期日)</p> <p>第1条 この条例は、平成30年10月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。</p> <p>(1)～(8) 省略</p> <p>(9) 第1条中羽曳野市税条例附則第7条の2の改正規定 <u>生産性向上特別措置法</u>(平成30年法律第25号)の施行の日</p> <p>以下省略</p>	<p>附 則 (施行期日)</p> <p>第1条 この条例は、平成30年10月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。</p> <p>(1)～(8) 省略</p> <p>(9) 第1条中羽曳野市税条例附則第7条の2の改正規定 <u>生産性特別措置法</u>(平成30年法律第25号)の施行の日</p> <p>以下省略</p>